

令和 5 年度(2023 年度)

「こうのとりのゆりかご」の短期的検証について

熊本市要保護児童対策地域協議会

こうのとりのゆりかご専門部会

令和 6 年(2024 年)5 月 29 日

1 こうのとりのゆりかごの運用状況に 関する短期的検証について

令和6年（2024年）5月29日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市要保護児童対策地域協議会
「こうのとりのゆりかご」専門部会

部会長 安部 計彦

委 員 丸住 朋枝

〃 迎田 浩二

〃 岩井 正憲

〃 城野 匡

令和5年度「こうのとりのゆりかご」の運用状況に関する短期的検証について

熊本市慈恵病院に設置された「こうのとりのゆりかご（以下「ゆりかご」という。）」の運用状況については、当専門部会において、6ヶ月ごとに検証を行い、別添報告書のとおり報告してきたが、令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの検証結果を次のとおり総括する。

1 「ゆりかご」の運用状況について

令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までに「ゆりかご」には9件の預け入れがあり、預け入れにあたっての違法性の検討や、許可時の留意事項の遵守状況について次のとおり検証を行った。

（1） 違法性の検討について

令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの慈恵病院の「ゆりかご」の運用状況に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

子どもの権利の侵害や預け入れまでの安全性を含め、今後も個別の運用状況を総合的に検討する必要がある。

（2） 許可時の留意事項の遵守状況について

（ア）子どもの安全の確保

預け入れられた後の子どもの安全確保については、特に問題の発生は確認されていない。

（イ）相談機能の強化

「ゆりかご」を使うことなく事前の相談で支援につなげることができるよう、病院としての相談業務に取り組まれている。

（ウ）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

2 専門部会で述べられた主な意見

- ・ 出産後の母が、一時的に子どもと離れ、子どもを自分で養育するのか、施設に預けるのか等、考える時間を持つことができる支援制度があれば、ゆりかごへの預け入れを選択しない方が増えるかもしれない。
- ・ 慈恵病院はゆりかごの運用を開始した 16 年前から相談と支援を両輪で行ってきた。しかし、病院で対応する相談の内容が特に匿名性の尊重が必要なケースへの対応が増えていることや行政の妊娠相談体制が充実してきたことを踏まえると、病院、行政それぞれが専門性や強みを活かした支援を行っていくことはいい傾向だと考える。
- ・ 行政の相談窓口での対応について、市民（県民）でない場合であっても相談を受け、その後の支援が必要な場合は居住自治体へつなぐといった対応が、どの自治体にも広がっていくとよい。
- ・ 慈恵病院、熊本県、熊本市で相談体制を整備してきた結果、慈恵病院の負担が減ってきている。しかしながら、複雑な事例もあり、相談件数のみで関係機関との比較は出来ない。

3 預け入れ状況の公表

ゆりかごの預け入れ状況については、子どもの人権とプライバシーを守るため個人の識別につながる恐れがないことを基本として、社会的検証につなげていく観点から、公表項目について検討を行い、別紙のとおり当部会としての結論を得た。

別紙

1 公表の期間 年度毎の1年間とする。

2 公表項目 下記の25項目とする。

	項 目	区 分
1	件数	件数
2	発見日時	7区分:日曜～土曜
3		4区分:0～6、6～12、12～18、18～24時
4	性別	2区分:男女
5	年齢 ※1	3区分:新生児、乳児、幼児
		うち早期新生児(生後7日未満)
6	体重(新生児のみ) ※2	3区分:1,500g未満、2,500g未満、2,500g以上
7	健康状態 ※3	2区分:良好、要医療
8	身体的虐待の疑い	有無
9	病院からの手紙の持ち帰り	有の件数
10	子どもと一緒に置かれていたもの(着衣以外)	有の件数
11		父母等からの手紙 有の件数
12	熊本市が戸籍を作成した件数 ※4	有の件数
13	父母等からの事後接触 ※5	有の件数
14		時期 4区分:当日、1週間未満、1ヶ月未満、1ヶ月以上
15	父母等の居住地 ※6	11区分
16	父母等引取り	有の件数
17	母親の年齢	5区分:10代、20代、30代、40代、不明
18	預け入れに来た者	5区分:母親、父親、祖父母、その他、不明
19	出産の場所	5区分:医療機関、医療機関(推測)、自宅、車中、その他(上記以外)、不明
20	母親の婚姻状況	5区分:既婚(婚姻中)、離婚、死別、未婚、不明
21	ゆりかごまでの主たる移動(交通)手段	5区分:車(自家用車)、航空機、新幹線等鉄道、その他(上記以外)、不明
22	家庭の状況	3区分:ひとり親家庭、婚姻世帯、その他
23	きょうだいの状況	4区分:あり、うち3人以上、なし、不明
24	子どもの実父	6区分:母親と婚姻中(夫)、母親と内縁関係、その他(恋人等)、その他(詳細不明)、実父に別に妻子あり、不明
25	ゆりかごに預け入れした理由(複数回答)(預け入れに来た者からの聞き取りなどを基に分類) ※7	10区分:生活困窮、親(祖父母)等の反対、未婚、不倫、世間体・戸籍、パートナーの問題、養育拒否、育児不安・負担感、その他、不明

※1 年齢(子どもに添えられていた手紙や医学的判断から推定)

- ・新生児 → 生後1ヶ月未満
- ・乳児 → 生後1ヶ月～生後1年未満
- ・幼児 → 生後1年～就学前

※2 体重(新生児のみ)

1,500g未満(極低出生体重児)、1,500g～2,500g未満(低出生体重児)、2,500g以上

※3 健康状態

- ・良好 → 医師による健康チェックの結果、異常なし。
- ・要医療 → 医師による健康チェックの結果、精密検査等なんらかの医療行為を要する場合

※4 熊本市が戸籍を作成した件数

棄児として戸籍法第57条に基づき熊本市が戸籍を作成したもの。

※5 父母等からの事後接触

親の判明には至らなくても、直接に、あるいは手紙、電子メール、電話、その他の方法により、
父母等と接触できたもの。

※6 父母等の居住地

父母等との事後接触や児童相談所の社会調査等により確認できたもの
熊本県内、九州地方(熊本県以外)、四国地方、中国地方、近畿地方、中部地方、関東地方、
東北地方、北海道地方、国外、不明

※7 ゆりかごに預け入れした理由(複数回答)

複数の項目に該当する場合、それぞれの項目に計上

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO. 48）
（検証対象期間：令和５年（2023年）４月１日～令和５年（2023年）９月３０日）

平成１９年５月１０日に慈恵病院が設置した「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の令和５年度上半期における運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

１ 違法性の検討について

上記対象期間の「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も本部会において個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

２ 許可時の留意事項の遵守状況について

（１）子どもの安全確保

対象期間中、特に問題の発生は確認されていない。

① 設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。

② 病院及び熊本市関係職員による会議は、適切に開催され運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（２）相談機能の強化

「ゆりかご」を使うことなく事前の相談につなげるよう、病院として相談業務に取り組まれている。慈恵病院が設置された「ＳＯＳ赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、４月～９月に合計９２０件の相談が寄せられている。また、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図っている。

（３）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

３ 現時点での検証評価

以上のとおり、「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められず、また、許可時に付した上記記載の３つの留意事項についても遵守されている。今後も引き続き「ゆりかご」の運用状況の検証を継続する必要がある。

4 第64回専門部会(令和5年(2023年)5月12日開催)で述べられた主な意見

- ・事例によっては、母と母方祖母とを切り離して、その関係を調整することで実母がこどもを養育できることもあるのではないかな。
- ・産前産後のケアとして母子へ居場所を提供しながら出産・子育てを支援する機関があるが、ここに妊婦が一時的に寄留して実家や児の祖母から離れることができれば、支援者が介入し、親子関係や実家との関係を調整することができるかもしれない。

○第65回 熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会

- ・開催日時：令和5年(2023年)11月1日(水)10:00～

(委員名簿)

氏 名	役 職	備考(分野)
安部 計彦	西南学院大学 人間科学部社会福祉学科教授	児童福祉
丸住 朋枝	弁護士	法律
迎田 浩二	熊本県養護協議会副会長 児童養護施設愛隣園施設長	福祉施設
岩井 正憲	熊本大学医学部附属病院 総合周産期母子医療センター講師	小児科
城野 匡	熊本学園大学 社会福祉学部教授	精神科

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO. 49）
（検証対象期間：令和5年（2023年）10月1日～令和6年（2024年）3月31日）

平成19年5月10日に慈恵病院が設置した「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の令和5年度下半期における運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

1 違法性の検討について

上記対象期間の「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も本部会において個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

2 許可時の留意事項の遵守状況について

（1）子どもの安全確保

対象期間中、特に問題の発生は確認されていない。

①設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。

②病院及び熊本市関係職員による会議は、適切に開催され運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（2）相談機能の強化

「ゆりかご」を使うことなく事前の相談につなげるよう、病院として相談業務に取り組まれている。慈恵病院が設置された「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、10月～3月に合計723件の相談が寄せられている。また、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図っている。

（3）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

3 現時点での検証評価

以上のとおり、「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められず、また、許可時に付した上記記載の3つの留意事項についても遵守されている。今後も引き続き「ゆりかご」の運用状況の検証を継続する必要がある。

4 第65回専門部会(令和5年(2023年)11月1日開催)で述べられた主な意見
 ※第66・67回は第6期中期検証報告書に関する集中審議

- ・ 出産後の母が、一時的に子どもと離れ、子どもを自分で養育するのか、施設に預けるのか等、考える時間を持つことができる支援制度があれば、ゆりかごへの預け入れを選択しない方が増えるかもしれない。
- ・ 慈恵病院はゆりかごの運用を開始した16年前から相談と支援を両輪で行ってきた。しかし、病院で対応する相談の内容が特に匿名性の尊重が必要なケースへの対応が増えていることや行政の妊娠相談体制が充実してきたことを踏まえると、病院、行政それぞれが専門性や強みを活かした支援を行っていくことはいい傾向だと考える。

○第68回 熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会
 ・開催日時：令和6年(2024年)4月26日(金)13:00～

(委員名簿)

氏 名	役 職	備考(分野)
安部 計彦	元 西南学院大学 人間科学部社会福祉学科教授	児童福祉
丸住 朋枝	弁護士	法律
迎田 浩二	熊本県養護協議会副会長 児童養護施設愛隣園施設長	福祉施設
岩井 正憲	熊本大学医学部附属病院 総合周産期母子医療センター講師	小児科
城野 匡	熊本学園大学 社会福祉学部教授	精神科

2 預け入れ状況について

○令和5年度 公表項目及び件数

(単位:件)

	項目		区分	件数	備考
1	件数		件数	9	※1健康状態 ・良好⇒医師による健康チェックの結果、異常なし。 ・要医療⇒医師による健康チェックの結果、精密検査等何らかの医療行為を要する場合。 ※2熊本市が戸籍を作成した件数 棄児として戸籍法第57条に基づき熊本市が戸籍を作成したもの。 ※3父母からの事後接触 親の判明には至らなくても、直接に、あるいは手紙、電子メール、電話、その他の方法により、父母等と接触できたもの。 ※4 父母等の居住地 父母等との事後接触や児童相談所の社会調査等により確認できたもの。
2	発見日時	曜日	日	1	
			月	0	
			火	1	
			水	1	
			木	3	
			金	2	
			土	1	
3		時間帯	0～6時	1	
			6～12時	1	
			12～18時	3	
			18～24時	4	
4		性別	男	4	
			女	5	
5		年齢	新生児(生後1ヶ月未満)	7	
	(うち早期新生児(生後7日未満))		4		
	乳児(生後1ヶ月～生後1年未満)		1		
	幼児(生後1年～就学前)		1		
6	体重(新生児のみ)	1,500g未満(極低出生体重児)	0		
		2,500g未満(低出生体重児)	1		
		2,500g以上	6		
7	健康状態 ※1	良好	7		
		要医療	2		
8	身体的虐待の疑い	有の件数	0		
9	病院からの手紙の持ち帰り	有の件数	8		
10	子どもと一緒に置かれていたもの(着衣以外)	有の件数	8		
11		うち父母等からの手紙 有の件数	7		
12	熊本市が戸籍を作成した件数 ※2		有の件数	5	
13			有の件数	6	
14	父母等からの事後接触 ※3	接触時期	当日	3	
			2日目～1週間未満	3	
			1週間以上～1月未満	0	
			1月以上	0	
15	父母等の居住地 ※4	県内	1		
		九州(熊本県以外)	0		
		四国	0		
		中国	0		
		近畿	0		
		中部	2		
		関東	2		
		東北	0		
		北海道	0		
		国外	0		
	不明	4			
16	父母等引取り		有の件数	2	

(単位:件)

	項目	区分	件数	備考
17	母親の年齢	10代	1	
		20代	3	
		30代	2	
		40代	0	
		不明	3	
18	預け入れに来た者(複数回答)	母親	8	
		父親	4	
		祖父母	0	
		その他	0	
		不明	1	
19	出産の場所	医療機関	3	
		医療機関(推測)	0	
		自宅	4	
		車中	0	
		その他(上記以外)	0	
		不明	2	
20	母親の婚姻状況	既婚(婚姻中)	2	
		離婚	0	
		死別	0	
		未婚	6	
		不明	1	
21	ゆりかごまでの主たる移動(交通)手段	車(自家用車)	3	
		航空機	1	
		新幹線等鉄道	3	
		その他(上記以外)	1	
		不明	1	
22	家庭の状況	ひとり親家庭	1	
		婚姻世帯	2	
		その他	6	
23	きょうだいの状況	なし	6	
		あり	2	
		(うち3人以上)	0	
		不明	1	
24	子どもの実父	母親と婚姻中(夫)	2	
		母親と内縁関係	0	
		その他(恋人等)	4	
		その他(詳細不明)	1	
		実父に別の妻子あり	1	
		不明	1	
25	ゆりかごに預け入れした理由 (複数回答) (預け入れに来た者からの聞き取りなどを基に分類) ※5	生活困窮	6	※5 ゆりかごに預け入れした理由 複数の項目に該当する場合、 それぞれの項目に計上。
		親(祖父母)等の反対	2	
		未婚	4	
		不倫	0	
		世間体・戸籍	4	
		パートナーの問題	2	
		養育拒否	0	
		育児不安・負担感	1	
		その他	4	
		不明	1	

公表（開示）のあり方について

1 公表（開示）に当たっての基本的考え方

ゆりかごの利用状況に関しては、多くの人々による社会的検証の必要があることから、可能な限り公表（開示）することが望ましい。

2 公表（開示）の対象としないもの

熊本市情報公開条例により開示してはならないとされているもの。

- (1) 熊本市情報公開条例 7 条第 2 号に規定する特定の個人が識別されうる情報等（児童福祉法の理念に基づき、また子どもの人権とプライバシーを守るため、「特定の個人を識別することができることとなる」情報の範囲の検討は十分慎重に行う。）
- (2) 熊本市情報公開条例 7 条 4 号のイに規定する法人に関する情報であって、市長からの要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供された情報で、その公にしない理由が合理的であると認められるもの。
- (3) 熊本市情報公開条例 7 条 7 号に規定する国等が行う事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

3 公表（開示）の対象期間

専門部会に報告され審議・確認が行われた令和 5 年度（2023 年度）の事例件数を公表（開示）の対象とする。

なお、件数の整理上、基準日については、令和 6 年（2024 年）3 月 31 日とする。

(参考)

熊本市情報公開条例 (抄)

(不開示情報)

第7条 次に掲げる情報は、開示してはならない。

(1) 略

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 略

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5)～(6) 略

(7) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるお

それその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

3 妊娠に関する悩み相談の状況

熊 本 県	相談名	妊娠ところこの相談
	相談時間	9時～20時 電話：096-381-4340 （日曜・祝日・年末年始を除く）
	相談場所	熊本県女性相談センター内
	対応者	嘱託職員（8名）：助産師・保健師・看護師の資格者
	概 要	＜電話相談＞ 昼間：9時～16時、夜間：16時～20時を交代で対応
	相談名	妊娠や出産に関する相談 （妊産婦等生活援助事業）
	相談時間	電話・来所相談 9時～17時30分（日曜・祝日を除く） メール相談 受付は24時間、回答は8時30分～17時30分（日曜・祝日を除く）
	相談場所	社会医療法人 愛育会 福田病院
	対応者	社会福祉士、助産師
	概 要	電話・来所・メール相談 ＜電話相談＞ ・096-322-2995 ・「母子サポートセンターに相談です」とお伝えください。 ＜来所相談＞ ・母子サポートルームにて対応 ＜メール相談＞ ・info@fukuda-hp.or.jp
熊 本 市	相談名	妊娠に関する悩み相談
	相談時間	8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）
	相談場所	各区保健こども課地域健康班、各区福祉課福祉相談班、こども・若者総合相談センター
	対応者	職員、嘱託職員（専門相談員）
	概 要	電話・来所相談
	相談名	にんしんSOS熊本（思いがけない妊娠・出産に関する悩み相談） （妊産婦等生活援助事業）
	相談時間	24時間・年中無休 電話：080-9068-7528
	相談場所	熊本乳児院
	対応者	熊本乳児院職員（助産師、社会福祉士等）
	概 要	電話・メール・来所相談等
	相談名	妊娠内密相談センター
	相談時間	24時間（平日17:15～8:30及び土日祝日はにんしんSOS熊本にて対応） 電話：096-366-3060
	相談場所	ウェルパルクまもと
	対応者	保健師、社会福祉士、心理相談員等
	概 要	電話・メール・来所相談等
慈 恵 病 院	相談名	SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口
	相談時間	24時間 フリーダイヤル 0120-783-449
	相談場所	慈恵病院（電話相談は音声転送装置により専用携帯電話に転送。）
	対応者	新生児相談室室長 助産師（1名）社会福祉士（4名）精神保健福祉士（兼任2名） 心理士（兼任1名）保健師（3名うち兼任2名）養護教諭（1名）栄養士（2名） 保育士（3名うち兼任2名）産業カウンセラー（1名）相談員（1名） 計13名
	概 要	＜電話相談＞ ・24時間 交代制 13名で対応 ・月2回 カンファレンス 対応者+産婦人科医 ・カンファレンス時に翌月の担当日を決定 ＜メール相談＞ ・soudansitu@jikei-hp.or.jp ＜来院相談＞ ・新生児相談室で対応

妊娠に関する悩み相談件数 3機関合計

令和 6 年 3 月 末 時点

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
熊本県	253	204	129	124	126	85	63	64	62	88	68	84	100	77	62	62	45	1,696
熊本市	732	594	439	391	438	496	392	445	308	197	471	726	597	463	736	1,005	2,585	11,015
慈恵病院	501	472	513	591	690	1,000	1,445	4,036	5,466	6,565	7,444	6,031	6,589	7,001	4,718	2,799	1,643	57,504
3機関合計	1,486	1,270	1,081	1,106	1,254	1,581	1,900	4,545	5,836	6,850	7,983	6,841	7,286	7,541	5,516	3,866	4,273	70,215

※平成29年度より、熊本市件数に産前・産後母子支援事業で受けた相談件数を含む。

※令和 5 年度より、熊本市件数に妊娠内密相談センターで受けた相談件数を含む。

※熊本県では妊娠や出産に関する相談（産前・産後母子支援事業含む）として、R5年度に別途2,927件ある。

【参考】

	R4年度		R5年度		対前年比 ②-①
	上半期	下半期	計①	計②	
熊本県	35	27	62	20	▲ 17
熊本市	441	564	1,005	1,422	1,580
慈恵病院	1,689	1,110	2,799	723	▲ 1,156
3機関合計	476	1,701	3,866	2,165	407

令和5年度合計

	新・継続		時間帯		来・電		性別		相談者		情報源別					
	新規	継続	0時～9時	9時～17時	17時～24時	来所	電話	その他	女性	男性	本人自身	家族・知人	夫・パートナー	その他	ネット・サイト	カード・ポスター
県	34	11	45			0	45	0	43	2	44	1	0	0	45	45
市	397	2,188	2,585	141	2,112	53	787	1,745	2,441	144	2,036	30	52	467	528	17
慈恵	1,643	0	1,643	336	784	5	1,280	358	1,383	260	1,260	62	178	143	1,633	0
合計	2,074	2,199	4,273	485	2,925	58	2,112	2,103	3,867	406	3,340	93	230	610	2,206	17

婚姻の有無		年齢		地域		職業	
未婚	婚姻中	15歳未満	15歳～29歳	30歳～49歳	50歳以上	学生	有職者
10	20	1	3	18	7	2	16
151	78	5	163	126	20	50	68
721	353	50	519	30	99	269	296
882	451	56	685	174	126	321	380

I 相談内容(大分類)		処理状況		地域		職業	
妊娠・避妊に関する	中絶	妊娠・出産前後の不安	妊娠・出産・養育について	その他	合計	学生	有職者
27	4	0	8	6	45	2	16
387	833	151	298	720	2,002	50	68
623	325	95	76	208	597	269	296
1,037	1,162	246	382	928	2,644	321	380

I 相談内容(大分類)		処理状況		地域		職業	
妊娠・避妊に関する	中絶	妊娠・出産前後の不安	妊娠・出産・養育について	その他	合計	学生	有職者
27	4	0	8	6	45	2	16
387	833	151	298	720	2,002	50	68
623	325	95	76	208	597	269	296
1,037	1,162	246	382	928	2,644	321	380

令和5年度合計 相談内容(小分類)

[illegible][illegible]